



山梨市商工振興資金

山梨市内の商工業者の経営の安定化や設備投資などに必要な資金を融資する制度です。融資を受けた事業所を対象に、利子補給（補助）を行います。

資金の用途	融資限度額 (一般保証範囲内)	貸付期間	償還方法	利率	利子補給	信用保証料・ 手数料等
経営上必要な 運転資金	750万円	5年 最長据置6ヶ月	分割償還 元金均等	2.0% 固定	0.73% 要申請	金融機関・ 保証協会の 定めによる
経営上必要な 設備資金	1000万円	7年 最長据置6ヶ月				

※注意事項

- 金融機関の融資の利用には審査があります。審査の結果、受けられないこともあります。
- 貸付年利率や利子補給率については、今後変動する可能性があります。
- 他の融資からや、当融資内の借り換え・借り増しでの利用はできません。
- 設備として、車両等を購入する場合は、別途要件があります。詳しくはお問合せ下さい。

資格・要件

1. 市内に1年以上事業所を有する。
2. 県信用保証協会の信用保証が受けられる。
3. 市税の滞納がない。
4. 返済能力がある。
5. 利子補給を受ける場合
個人事業者：市内に住所を有する。
法人：市内に本店を有する。

申込手続先

山梨中央銀行 日下部支店

山梨市上神内川1222-1 TEL 22-1711

山梨中央銀行 塩山支店

甲州市塩山上於曾1106-4 TEL 33-3211

甲府信用金庫 加納岩支店

山梨市上神内川1184 TEL 22-2331

山梨信用金庫 山梨支店

山梨市上神内川1087-6 TEL 23-2211

山梨県民信用組合 山梨支店

山梨市小原西91-1 TEL 22-1221

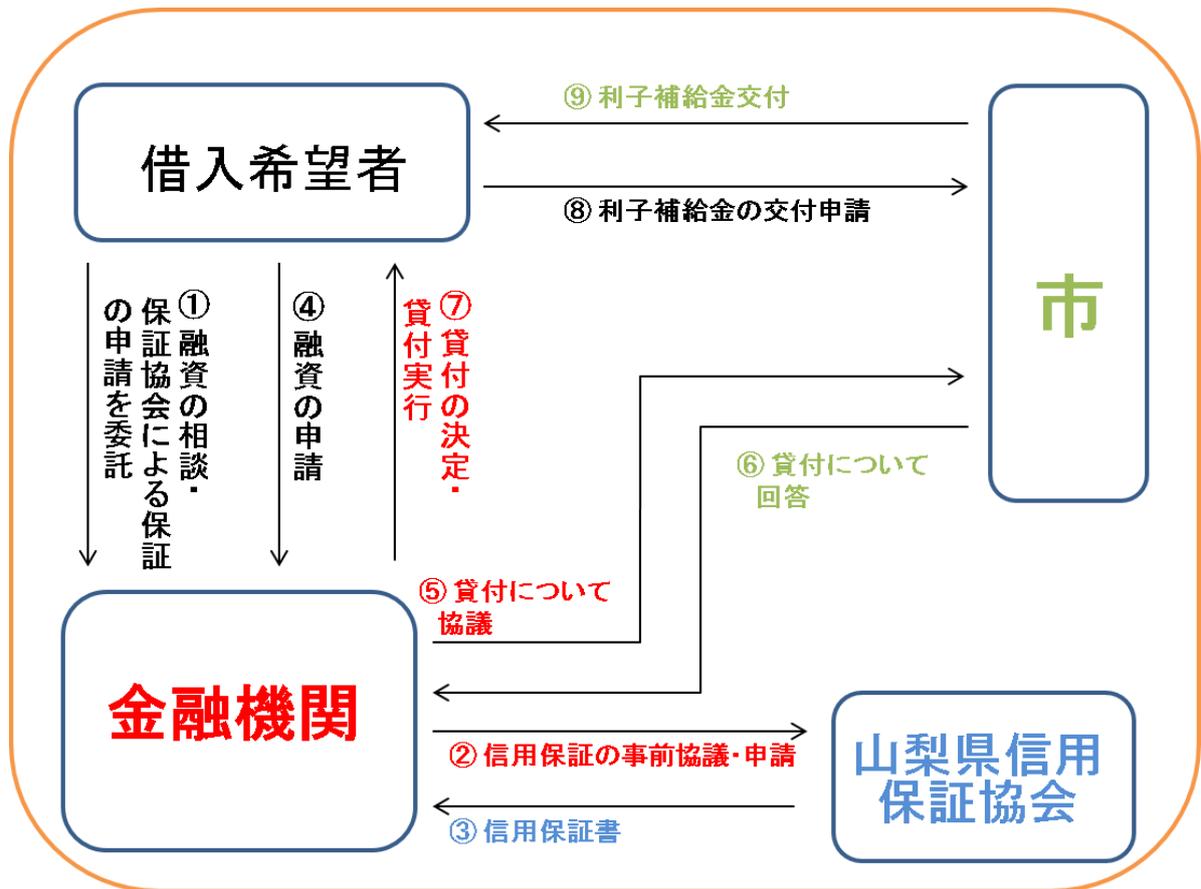


制度に関するお問い合わせ

山梨市役所 商工労政課

商工労政担当 TEL 22-1111 (内線2362・2363)

山梨市商工振興資金貸付までのフロー図



融資申請に必要な書類

下記の書類の正本、副本を各1部ずつ

- 商工振興資金借受申請書（様式第1号）
- 市税滞納調査承諾書（様式第2号）
- 信用保証協会が発行する信用保証書の写し
- 信用保証協会への事前協議及び信用保証申請の際に提出したすべての書類の写し
- 法人の場合、登記簿謄本
- 個人事業者の場合、事業所の所在地が確認できる書類（開業届の写し等）
- その他金融機関が指定する書類

利子補給申請に必要な書類

- 商工振興資金利子補給金交付申請書（様式第7号）
- 市税滞納調査承諾書（様式第2号）
- 金融機関が発行する償還利子支払証明書
- その他市長が必要と認める書類

※利子補給は、遡って申請することはできません。申請期限にご注意ください。

※上記記載以外の書類提出や、多少記載内容が異なる場合があります。金融機関や信用保証協会の指示に従って手続きを行ってください。